

# [建築計画に係る協議・問い合わせ]の窓口一覧表

平成28年4月1日現在

(※ 総合庁舎内の窓口位置図は7ページ、官公署等の案内図は8ページに記載)

## 1 建築物等の規模により手続き・確認が必要なもの

所管窓口

### (1) 開発行為の許可に関する事(建築確認を申請する前に手続きが必要)

[都市計画法第29条関連]	
①	◇ 500㎡以上の一団の敷地の場合は、建築確認申請書を提出する前に事前相談書の提出が必要。
②	◇ 都市計画法第29条に定める開発行為の計画を行う場合は、手続きが必要。

### (2) 大規模建築物等の建築に関する事

[目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例]		
①	大規模建築物	◇ 敷地面積1,000㎡以上の建築物。(1戸建ての住宅を除く。) ◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、高さ15m以上または地上5階以上の建築物。 ◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、住戸の数が20以上の建築物。
②	ワンルーム形式集合建築物	◇ 1区画の床面積が40㎡未満の戸数10以上、かつ、階数3以上のワンルーム形式集合建築物。
③	特定商業施設建築物	◇ 店舗面積が500㎡を超える建築物。
④	開発許可対象区域内建築物	

都市整備課  
開発係  
(電話)  
03-5722-9715  
総合庁舎本館 6階

### (3) 総合治水対策に関する事

[目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱及び助成要綱]	
①	◇ 国、都、区その他公共的な団体が設置する施設。
②	◇ 敷地面積500㎡以上の民間施設。(平成23年5月1日施行)
③	◇ 都市計画法第29条に定める開発許可を要する施設。
④	◇ 個人が所有する住宅等(敷地面積が500㎡以上の新築住宅を除く。)に浸透施設等を設置する場合は、工事費の一部を助成する制度があります。

### (4) 景観法の届出に関する事

[景観法第16条及び目黒区景観計画]	
①	◇ 敷地面積が1,000㎡以上または延べ面積1,500㎡以上または高さ17mを超える建築物。(1戸建ての住宅は除く。)
②	◇ 地上からの高さ17mを超える、または築造面積が1,000㎡以上の工作物。

### (5) 建築計画のお知らせに関する事

[目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例]		
①	中高層建築物	高さが10mを超える建築物。 ◇ ただし、第一種低層住居専用地域にあっては、軒高が7mを超える建築物、または地下を除く階数が3以上の建築物。
②	その他	◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、住戸数20以上の建築物。 ◇ 床面積40㎡未満の住戸数10以上、かつ、階数3以上のワンルーム形式集合建築物。 ◇ 斎場・結婚式場・興行場・パチンコ屋・ゲームセンターで、その用途面積の合計が500㎡を超える建築物。
		◇ 上記の①・②の建築計画は、規模に応じて建築確認申請等の30日・60日又は90日前までに標識設置及び近隣説明が必要。

都市計画課  
建築調整係  
(電話)  
03-5722-9382  
総合庁舎本館 6階

### (6) 高層アンテナ計画のお知らせに関する事

[高層アンテナ計画に関する事前周知等に係る要綱]	
◇	建築確認申請を伴う高さが15mを超える鉄柱等と一体となったアマチュア無線用アンテナを設置するときは、建築確認申請の30日前までに標識設置及び近隣説明が必要。

## (7) 都市施設に関すること(都市計画道路・都市計画公園・生産緑地・都市計画緑地)

◇ 都市施設については、建築確認を申請する前に確認が必要。	
[都市計画道路のうち、東京都所管の都市計画道路の問い合わせは下記の部署へ]	
①	都市計画道路の計画線 ◇ 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談係 都庁第二庁舎21階北 電話 03-5388-3213
②	事業中の都市計画道路 補助46号線(事業区間:目黒本町五丁目地区、原町・洗足地区)の問い合わせ先 ◆ 所管:東京都第一市街地整備事務所事業課まちづくり推進係 電話:03-3534-3428 所在地:中央区勝どき1-7-3 勝どきサンスクエアビル8・9階
	補助26号線および環状6号線、その他の都市計画道路の問い合わせ先 ◆ 所管:東京都第二建設事務所 工事課 電話:03-3774-9002 所在地:品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内

都市計画課  
都市計画係  
(電話)  
03-5722-9725  
総合庁舎本館 6階

## (8) 福祉環境整備に関すること

[東京都福祉のまちづくり条例・目黒区福祉のまちづくり整備要綱]	
①	◇ 事務所・病院・店舗・ホテル・運動施設・学校・公共交通施設等。(東京都福祉のまちづくり条例)
②	◇ 延べ面積500㎡を超え、2,000㎡未満の共同住宅。(目黒区福祉のまちづくり整備要綱)
③	◆ 上記の①・②とも東京都バリアフリー条例の対象となるものは届出省略可。ただし、観覧席・客席及び都市計画法・建築基準法の規定に基づき設けた公共的な通路がある場合は届出が必要。

## (9) 建築物浸水予防対策に関すること

[目黒区建築物浸水予防対策指導要綱]	
◇	建築物の接する周囲の地面、または道路面より低い位置に床を有する建築物を計画する場合、確認済証受領時までに「浸水予防対策検討結果報告書」の提出が必要。(平成23年5月1日施行)

## (10) 敷地分割(3区画以上)に関すること

[目黒区集団住宅の建築計画についての事前公開に関する指導要領]	
◇	1つの敷地を3区画以上に分割した土地に建築する場合、現地にお知らせ看板を設置し、標識設置届を提出。

建築課  
建築指導係  
(電話)  
03-5722-9637  
総合庁舎本館 6階

## (11) 斜面地建築物の制限に関すること

[目黒区斜面地建築物の制限に関する条例]	
◇	第一種低層住居専用地域内で高低差3mを超える地盤に接し、地階がある共同住宅・長屋。

## (12) 長期優良住宅に係る認定申請に関すること

[長期優良住宅の普及の促進に関する法律]	
◇	長期優良住宅の建築・維持保全をしようとし、その認定を申請する方。

## (13) 低炭素建築物新築等計画の認定申請に関すること

[都市の低炭素化の促進に関する法律]	
◇	低炭素化のための建築物の新築等をしようとし、その認定を申請する方。

## (14) 省エネルギーの措置の届出・定期報告に関すること

①	◇ 延べ床面積300㎡以上の建築物の新築、一定規模以上の増改築等を行う場合は届出が必要。
②	◇ 延べ床面積10,000㎡を越える建築物の届出先 所管:東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課
③	◇ 省エネルギー向上のための建築物の新築等をしようとし、その認定を申請する方。

建築課  
設備安全係  
(電話)  
03-5722-9068  
総合庁舎本館 6階

## (15) 建設リサイクル法に基づく届出に関すること(工事に着手する日の7日前までに提出)

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律]	
①	◇ 延べ面積80㎡以上の建築物の解体。
②	◇ 延べ面積500㎡以上の建築物の新築・増築。
③	◇ 請負金額が1億円以上の建築物の修繕・模様替え。(リフォーム等)
④	◇ 請負金額が500万円以上の工作物に関する工事。(土木工事等)

建築課 受付係  
(電話)  
03-5722-9642  
総合庁舎本館 6階

**(16) 緑化計画等に関すること(建築確認を申請する前に緑化計画の提出が必要)**

[目黒区みどりの条例]	
①	樹木等の保全の為の協議(伐採を予定する場合) ◇ 樹木は、1.50mの高さにおける幹の周囲が80cm以上。ただし、複数の幹があるときは、それぞれの幹周りの合計に0.7を乗じて得た数値が80cm以上。 ◇ 樹林は、みどりで覆われている土地の面積が300㎡以上。 ◇ 生垣は、高さが90cm以上、かつ、その長さが20m以上。
②	緑化計画の提出 ◇ 敷地面積200㎡以上で、新築・新設・増改築・増設・用途変更を行うとき。(開発行為で造成された宅地での新築は、敷地面積に関わらず全て) ◇ 開発行為等及び20台以上の自動車駐車場等の設置を行うとき。
③	◇ 敷地が3,000㎡以上の計画の場合は、必ず下記の連絡先へご相談ください。 所 管: 東京都自然環境部 緑環境課 電話: 03-5388-3554

みどりと公園課  
みどりの係  
(電話)  
03-5722-9355  
総合庁舎本館 6階

**(17) 自転車駐車場付置義務に関すること(建築確認を申請する前に手続きが必要)**

[目黒区自転車等放置防止条例]	
①	◇ 大規模小売店舗及び飲食店で、店舗面積400㎡を超える建築物。
②	◇ 金融機関及びスポーツ施設で、店舗面積500㎡を超える建築物。
③	◇ 遊技場及び学習施設で、店舗面積300㎡を超える建築物。

道路管理課  
自転車対策係  
(電話)  
03-5722-9444  
総合庁舎本館 6階

**(18) 路外駐車場及び特定路外駐車場の届出に関すること**

[駐車場法]	
◇	次の①かつ②に該当する道路の路面外に設置する自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものは事前に届出が必要。(居住者専用の駐車場は対象外)
①	◇ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上。
②	◇ 一般公共の用に供する駐車場(駐車料金を徴収するものなど)

道路管理課  
道路監察係  
(電話)  
03-5722-9426  
総合庁舎本館 6階

**(19) 屋外広告物に関すること**

[東京都屋外広告物条例]	
◇	一定の大きさ以上の広告物・広告塔等を常時又は一定期間継続して設置する場合は、許可申請が必要。

道路管理課  
占用係  
(電話)  
03-5722-9418  
総合庁舎本館 6階

**(20) 道路占用に関すること**

◇	工事用の足場・仮囲い等を区道に設置する場合は、目黒区・所轄警察署の占用・使用許可が必要。
---	--

**(21) 沿道掘削に関すること**

◇	道路の構造等を保全するため、道路の近接で掘削される場合はご相談ください。
---	--------------------------------------

道路管理課  
道路監察係  
(電話)  
03-5722-9426  
総合庁舎本館 6階

**(22) 自費工事に関すること**

◇	道路等の区域内において、車乗り入れのための歩道及びL形側溝の切り下げや舗装補修工事を行う場合は、事前の立会いのうえ自費工事申請が必要。
---	---

**(23) 工場・指定作業場等の届出に関すること**

[都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都条例)・騒音規制法]	
①	◇ 工場許可・20台以上の駐車場(屋外・屋内)・ボイラーの設置等。
②	◇ 送風機(7.5キロワット以上)等の設置。 ※騒音規制法
③	◇ 工事・指定作業場の廃止に伴う土壌汚染調査等の相談。
④	◇ 3,000㎡以上の土地の改変については、地歴等調査の届出が必要。

環境保全課  
公害対策係  
(電話)  
03-5722-9384  
総合庁舎本館 6階

**(24) アスベスト使用の事前調査について**

[大気汚染防止法]	
◇	解体等工事(改造・補修も含む)の際、アスベスト使用の有無について事前に調査し、その結果を任意の様式で掲示してください。なお、アスベストがない場合も掲示が必要です。 (対象外の工事) ①平成18年9月1日以後に新築工事に着手した建物②平成18年9月1日以後に改造又は増築の工事に着手した部分

環境保全課  
公害対策係  
(電話)  
03-5722-9386  
総合庁舎本館 6階

**(25) 建築物の解体工事等のお知らせと環境保全に関すること**

[目黒区建築物の解体工事等による紛争予防及び周辺の環境の保全に関する要綱]		
①	◇ 鉄骨・鉄筋コンクリート造の80㎡以上の建物または、それ以外の500㎡以上の解体	所定様式の標識設置及び届出、周辺住民への説明及び結果報告
②	◇ 騒音規制法・振動規制法による特定建設作業	
③	◇ 大気汚染防止法による特定粉じん排出作業(アスベスト除去等の工事)	所定様式の標識設置
④	◇ 80㎡以上の解体で、①以外のもの	
⑤	◇ 建設機械の使用で、②以外のもの	

(電話)  
03-5722-9386  
総合庁舎本館 6階

## (26) 廃棄物保管場所(集積所等)に関すること

①	◇ 延べ面積3,000㎡以上の大規模建築物。(事業用・住宅とも)
②	◇ 延べ面積1,000㎡以上、3,000㎡未満の中規模集合住宅。
③	◇ 延べ面積1,000㎡未満で、住戸数4以上の小規模集合住宅。
④	◇ 一団地で、3区画以上を建築する建売住宅。

目黒区清掃事務所  
(電話)  
03-3719-5345  
所在地:  
目黒本町2-13-19

## (27) 建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱

◇	延べ面積500㎡以上の建築物(一戸建ては除く)について、給排水設備・換気・空調設備・レジオネラ症の感染源となる設備等。(延べ面積は、駐車場・駐輪場の部分は除く)
---	--

生活衛生課  
環境衛生係  
(電話)  
03-5722-9500  
総合庁舎本館 3階

## (28) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律

◇	特定用途の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物。(学校の場合は8,000㎡)
---	---

## (29) ホテル・旅館・興行場・公衆浴場・サウナ・プール・コインランドリー・コインシャワー・墓地等に関すること

◇	許可又は届出が必要。(プールについては、容量が50立方メートル以上のものが対象)
---	--

生活衛生課  
環境衛生係  
(電話)  
03-5722-9502  
総合庁舎本館 3階

### [目黒区墓地等の経営の許可等に関する条例]

◇	墓地、納骨堂、火葬場の経営・拡張(縮小)・廃止を行う場合。
---	-------------------------------

## (30) 大規模店舗に関すること

[大規模小売店舗立地法・目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱]	
①	◇ 店舗面積500㎡を超えるもの。(目黒区要綱)
②	◇ 深夜営業のものは、店舗面積300㎡を超えるもの。(目黒区要綱)
③	◇ 「一の建物」の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものは、下記の連絡先へ。(大店立地法) 所管:東京都産業労働局商工部 地域産業振興課 電話:03-5320-4789

産業経済・消費生活課  
商店街振興係  
(電話)  
03-5722-9881  
総合庁舎本館 1階

## (31) 防災貯水槽に関すること

①	◇ 敷地面積が500㎡以上の開発許可対象の物件は、5tの防災貯水槽の設置。(小型防災貯水槽設置要領)
②	◇ 大規模建築物で延べ面積が2,000㎡未満の場合は、5tの防災貯水槽設置。(住環境整備条例)
③	◇ 大規模建築物で敷地面積3,000㎡以上の場合は、防災器具置場の設置。(住環境整備条例)

防災課  
(電話)  
03-5723-8700  
所在地:  
中央町1-9-7

## (32) 消防水利に関すること

①	◇ 計画敷地が500㎡以上の開発許可対象の物件は、40t以上の貯水槽を設置。 (都市計画法施行令第25条第8号の規定)
②	◇ 建築物の延べ面積が2,000㎡以上の場合は、40t以上の貯水槽の設置。(住環境整備条例)
③	◇ 建築物の延べ面積が5,000㎡以上の場合は、100t以上の貯水槽の設置。(住環境整備条例)

東京消防庁  
目黒消防署  
警防課  
(電話)  
03-3710-0119

## (33) 大量排水の事前相談に関すること

事前相談	◇ 1日の排水量が50立方メートル以上、敷地面積1,000㎡以上、延べ面積3,000㎡以上のいずれかに該当する場合。
下水道台帳の閲覧	◇ 閲覧場所 東京都下水道局施設管理部 管路管理課 電話:03-5320-6618 東京都庁第二本庁舎5階 南

東京都下水道局  
南部下水道事務所  
(電話)  
03-5734-5052

## (34) 下水道排水管の工事に関すること

◇	排水管の工事をするときには、必ず工事着工7日前までに、排水設備計画届出書を下水道事務所に提出することになっています。また、排水設備の工事は指定業者しか施行できません。その他詳細については、下水道局からのお知らせをご覧ください。
◇	下水道台帳の閲覧については、(33)と同じです。

東京都下水道局  
南部下水道事務所  
業務課 排水設備係  
(電話)  
03-5734-5043

## (35) 保育施設設置の協力要請に関すること

[目黒区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱]	
◇ 床面積が40㎡以上の住戸の数が100以上の建築物	延べ面積が5,000㎡以上で、かつ、その高さが15mを超える建築物 延べ面積が10,000㎡以上の建築物

保育計画課  
保育計画係  
(電話)  
03-5722-9866  
庁舎本館 2階

### (36) 道路の位置指定等の申請に関すること

◇ 開発行為に該当しない500㎡未満の土地利用における「道路(位置)指定・指定変更・指定取消」の事前協議・申請。

建築課 調査係  
(電話)  
03-5722-9638  
総合庁舎本館 6階

## 2 地域や場所により手続き・確認が必要となるもの

### 所管窓口

#### (1) 狭あい道路の拡幅整備事業に関すること

##### [目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例]

- ◇ 建築基準法第42条第2項の道路及び幅員4m未満の道路に接する場合。
- ◇ 建築確認を申請する3週間前までに、狭あい道路拡幅整備協議書の提出が必要。

都市整備課  
狭あい道路係  
(電話)  
03-5722-9729  
総合庁舎本館 6階

#### (2) 地区計画・ガイドラインに関すること

①	地区計画(10地区)	◇祐天寺栄通り ◇自由通り沿道八雲 ◇自由が丘睦坂 ◇自由が丘南口 ◇西小山駅前 ◇目黒本町五丁目 ◇自由が丘サンセットエリア ◇環七沿道 ◇中目黒四丁目◇原町一丁目・洗足一丁目
②	ガイドライン(2地区)	◇八雲四丁目 ◇青葉台一丁目

都市整備課  
開発係  
(電話)  
03-5722-9715  
総合庁舎本館 6階

①	地区計画(3地区)	◇大橋 ◇上目黒一丁目 ◇上目黒二丁目
---	-----------	---------------------

地区整備事業課  
地区整備係  
(大橋・上目黒地区)  
(電話)  
03-5722-9673  
総合庁舎本館 6階

#### (3) 自由が丘地区街並み形成指針に関すること

◇ 自由が丘一・二・三丁目、緑が丘二丁目、中根一丁目23・24・25番において、建築行為等を行う場合。

自由が丘の街づくり会社の事業です。地域の街づくり活動にご協力をお願いいたします。  
相談・申請 自由が丘の街づくり会社 株式会社ジェイ・スピリット  
電話:03-3717-4601 所在地:目黒区自由が丘1-29-16 自由が丘会館  
URL [http://www.jiyugaoka-spirit.com/Street\\_formation/index.html](http://www.jiyugaoka-spirit.com/Street_formation/index.html)

地区整備事業課  
地区整備係  
(自由が丘地区)  
(電話)  
03-5722-9430  
総合庁舎本館 6階

#### (4) 自由が丘銀座会ブルーパール街建築協定に関すること

◇ 自由が丘一丁目61番3及び9~14、並びに85番15~21において、建築行為等を行う場合。

#### (5) 埋蔵文化財に関すること

##### [文化財保護法]

事前相談	◇ 指定区域内においては、建築工事を行う前に文化財係との協議・届出が必要。
包蔵地地図の閲覧	◇ 閲覧場所 ・目黒区総合庁舎本館5階 教育委員会事務局生涯学習課 ・生涯学習課文化財係 目黒区中目黒3-6-10 めぐろ歴史資料館内 ◇ URL <a href="https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/gakko/bunkazai/maizo_hogo/maizobunkazaihogo.html">https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/gakko/bunkazai/maizo_hogo/maizobunkazaihogo.html</a>

生涯学習課  
文化財係  
(電話)  
03-5722-9320  
所在地:  
中目黒3-6-10  
(めぐろ歴史資料館内)

#### (6) 浸水実績の閲覧に関すること

① ◇ 地下空間浸水対策用浸水実績図の閲覧。(平成元年~平成22年 東京都建設局作成)  
URL [http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai\\_kiroku/kako.htm](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/kako.htm)

東京都建設局河川部  
計画課計画調査係  
(電話)  
03-5320-5425  
又は  
防災課  
(庶務担当)  
(電話)  
03-5723-8700  
防災センター

②	目黒区水害ハザードマップの閲覧。(水害避難地区)
	URL <a href="http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anzen/bosai/ooame/map/index">http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anzen/bosai/ooame/map/index</a>

防災課  
(計画担当)  
(電話)  
03-5723-8488  
防災センター

(7) 電波伝搬障害に関すること(建築確認を申請する前に手続きが必要)

◇ 電波伝搬障害防止区域で、高さ31mを超えるもの。
----------------------------

関東総合通信局  
無線通信部施設  
第一課  
(電話)  
03-6238-1763

(8) 鉄道路線の近接に関すること

工事中の保全等の確認		問い合わせ先	
①	■ 東京急行電鉄 ◇東横線◇目黒線 ◇田園都市線 ◇大井町線	4路線	◆東京急行電鉄(株) 工務部土木課 03-3477-9672
②	■ 京王帝都電鉄 ◇井の頭線	1路線	◆京王電鉄(株) 工務部保線課 042-337-3244
③	■ 東京地下鉄 ◇日比谷線	1路線	◆東京地下鉄(株) 工務部工務課近接協議担当 03-3837-7093
④	■ 東日本旅客鉄道 ◇山手線	1路線	◆東日本旅客鉄道(株) 東京土木技術センター 03-3257-1693~6

(9) 高圧線の近接に関すること

◇ 送電線と建築物との距離等。	◆東京電力パワーグリッド(株) 渋谷支社 送電保守グループ	03-5450-5108
-----------------	-------------------------------	--------------

**3 建物を建築又は耐震化する際、条件を整えることにより助成が受けられるもの**

所管窓口

(1) 都市防災不燃化促進事業に関すること(建替え等の助成)

◇ 目黒本町五丁目内の補助46号線沿道30mの範囲で、耐火建築物を建築する際に建築費等の一部を助成します。
---

都市整備課  
住環境整備係  
(電話)  
03-5722-9657  
総合庁舎本館 6階

(2) 老朽建築物の建て替え助成等に関すること

対象地区	目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目、原町二丁目の一部(1~4番、7~13番) 洗足一丁目の一部(1~4、10~24番)、碑文谷一丁目の一部(4~9番)
------	--

(4) 雨水流出抑制施設等設置に関すること

◇ 個人が所有する住宅等(敷地面積が500㎡以上の新築住宅を除く。)に浸透施設(浸透ます、浸透トレ ンチ)及び雨水タンクを設置する場合は、工事費の一部を助成します。
---

都市整備課  
開発係  
(電話)  
03-5722-9715  
総合庁舎本館 6階

(5) 耐震化促進に関すること

◇ 昭和56年5月31日以前に建てられた建物を耐震化する場合、耐震診断、設計、改修費用の一部を助成 します。構造、規模、用途等の条件によって助成内容が異なります。また、事前申請となりますので、耐 震診断等の契約前にお申込みください。
--

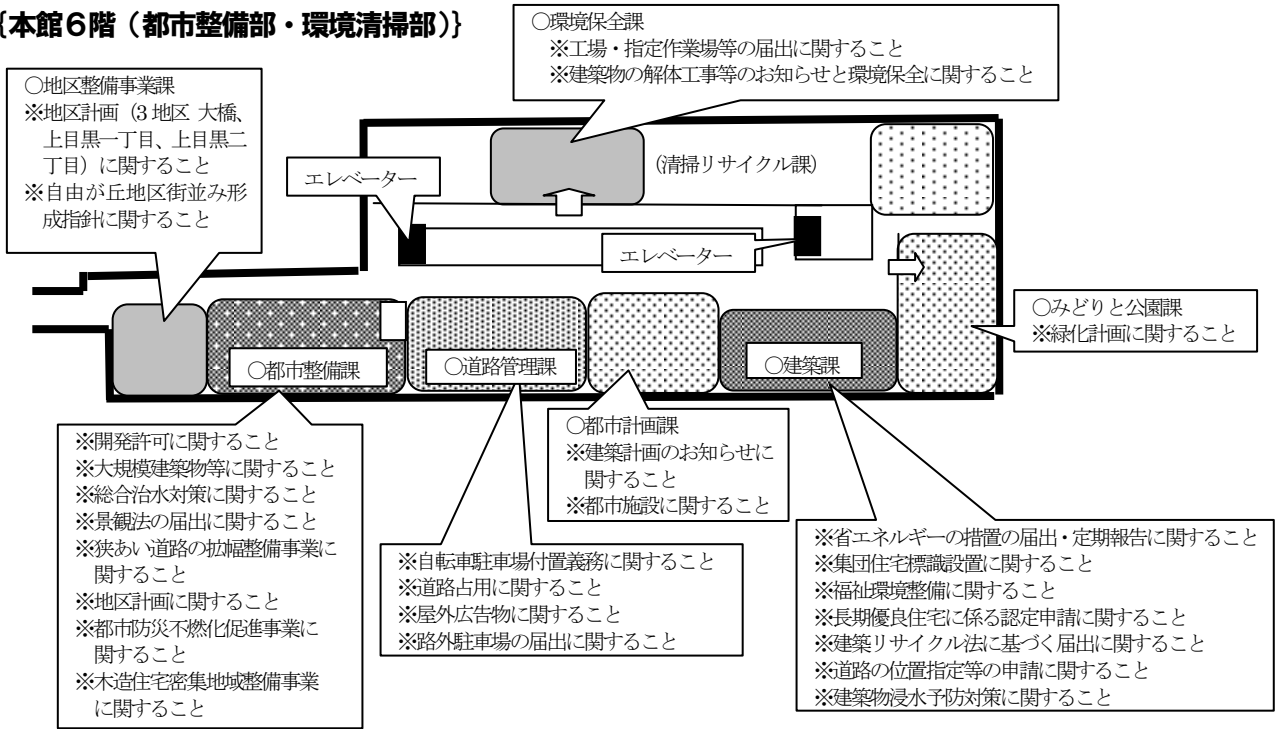
建築課  
耐震化促進係  
(電話)  
03-5722-9490  
総合庁舎本館 6階

(6) がけ・擁壁の改修に関すること

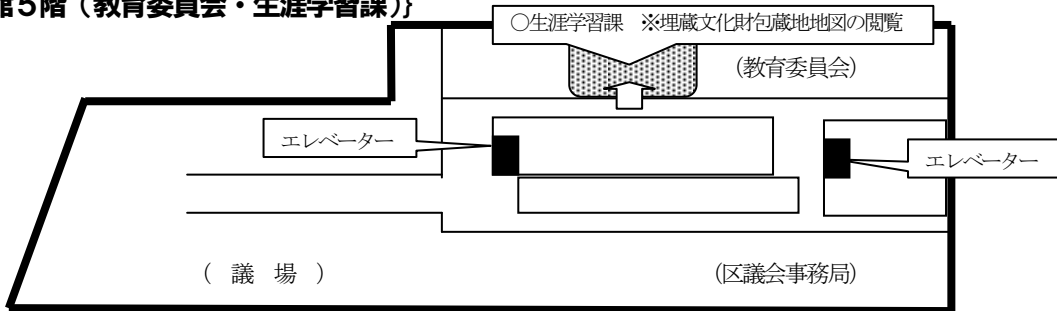
◇ 高さが2メートルを超えるがけ・擁壁等で区が改修の必要を認めたものを改修(擁壁の新築工事又は築造替 え工事)する場合、費用の一部を助成します。助成条件がありますので、事前相談のうえ、事前申請とな りますので、改修工事の契約前にお申込みください。
---

## [ 各担当部署の窓口位置図 ]

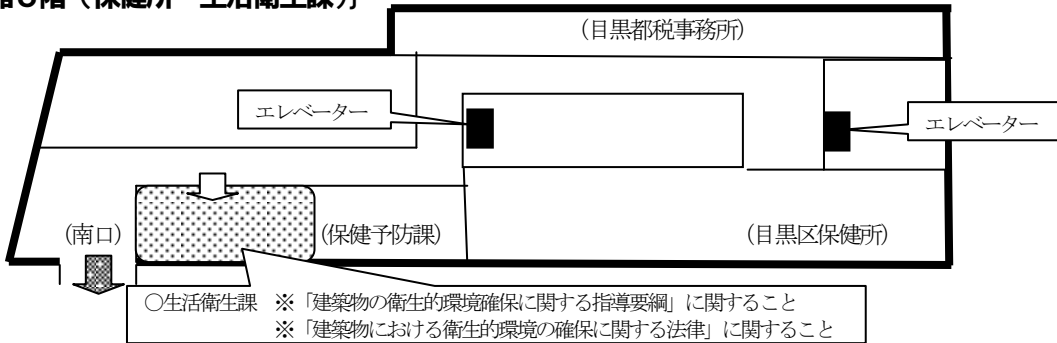
### {本館6階 (都市整備部・環境清掃部)}



### {本館5階 (教育委員会・生涯学習課)}



### {本館3階 (保健所・生活衛生課)}



### {本館1階 (産業経済・消費生活課)}

